

## 伊勢志摩定住自立圏推進協議会規約（案）

（設置）

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、伊勢志摩定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）で構成し、その長を委員とする。

伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町 明和町

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、定住自立圏構想の中心市である伊勢市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議に必要な応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 第3条各号に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、関係市町の職員で構成する幹事会を設置する。

2 幹事会には、代表幹事を置く。

3 代表幹事は、伊勢市職員をもって充てる。

（部会）

第7条 第3条各号に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、部会を設置することができる。

2 部会は、担当事項に関連する関係市町の職員をもってこれを組織する。

（事務局）

第8条 協議会の事務を処理するため、伊勢市に事務局を置く。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。